

国立国会図書館月報

稀本あれこれ-437-

アシュクパシヤ『ガリーブ・ナーメ』

電子展示会「日本国憲法の誕生」—サイトの概要— • 1

電子展示会「日本国憲法の誕生」

—憲法史研究者から見た意義（座談会） • 3

<お知らせ>

米国防務省高級副官部資料：

第2次世界大戦作戦記録の公開 • 13

電子展示会「近代日本人の肖像」を公開 • 14

近代デジタルライブラリーのコンテンツが充実しました • 15

明治時代の本の著作権者を探しています • 15

「国立国会図書館ビジョン2004」と評価制度の導入について • 16

平成16年度 サービス基準 • 21

第11回納本制度審議会の開催について • 22

館内スコープ • 25

常設展示のお知らせ • 25

本屋にない本 • 26

NDL news • 27

月例報告 • 27

国立国会図書館の編集・刊行物 • 30

<ご案内>

平成16年度 資料電子化研修 • 31

<お知らせ>

「国立国会図書館月報」当館ホームページでも提供 • 31

インターネットによる利用者アンケート調査への

ご協力をお願い • 32

東京本館の臨時休館等について • 32

国際子ども図書館のページ • 33

本を魅せる 常設展示案内(8) 花火の情景 • 34

7

2004

No. 520

国立国会図書館利用案内

来館利用案内（自動応答） 電話03（3506）3300（音声サービス）
電話03（3506）3301（FAX サービス）

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03（3581）2331

サービス時間

閲覧：9：30～17：00 即日渡し複写受付：10：00～16：00
資料請求受付：9：30～16：00 後日渡し複写受付：10：00～16：30

休館日 日曜日、第1・第3以外の土曜日、国民の祝日・休日、年末年始、第1・第3開館土曜日の直後の月曜日（休日にあたるときはその翌日）、資料整理休館日（1・4・7・10月の第3土曜日の直前の水曜日）

音楽・映像資料室は、休館日以外に第1土曜日が休室となります。このほか登録制の一般研究室があり、19：00まで利用できます（土曜日は17：00まで）。視覚に障害がある方のご利用については、利用者サービス企画課にお問い合わせください。

2004年	8月	日	月	火	水	木	金	土	9月	日	月	火	水	木	金	土
●	休館日	1	2	3	4	5	6	7					1	2	3	4
□	臨時休館日	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	
		15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	
		22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	
		29	30	31					26	27	28	29	30	31		

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話 0774（98）1200（音声サービス）

サービス時間

閲覧：10：00～18：00 即日渡し複写受付：10：00～17：00
資料請求受付：10：00～17：15 後日渡し複写受付：10：00～17：45
セルフ複写受付：10：00～17：30

休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）、特別整理期間

2004年	8月	日	月	火	水	木	金	土	9月	日	月	火	水	木	金	土
●	休館日	1	2	3	4	5	6	7					1	2	3	4
□	資料整理休館日	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	
		15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	
		22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	
		29	30	31					26	27	28	29	30	31		

平成16年度は、10月から運用を開始する東京本館の新システムの稼働準備等のため、臨時休館等を予定しています。詳しくは32頁のお知らせをご覧ください。

稀本ありこれ

(437)

アシユクパシヤ
『ガリーブ・ナーメ』



第317葉裏



第 2 葉裏

アシクパシャ著『ガリーブ・ナーメ（異界遍歴の書）』

本書は、14世紀前半の小アジアで書かれた、トルコ語によるイスラーム神秘主義（スーフイズム）の著作で、長い間写本でのみ伝わってきたものである。

当時の小アジアでは、ルーム・セルジューク朝（1077-1308）の首都コンヤを中心としてイスラーム神秘主義が栄え、中央アジア出身のジャラル・ウディー・ルーミー（1207-1273）が主著『マスナヴィー（押韻連句集）』を著して、イスラーム神秘主義の思想を広めた。しかし、この著作はペルシア語で書かれていたため、小アジアに住みついたトルコ民族にとっては理解しにくく、縁遠いものであった。そこで、本書の著者であり、イスラーム神秘主義者の系譜に連なるアシクパシャ（1272-1333）は、自分の同胞であるトルコ民族が理解できるようにトルコ語でイスラーム神秘主義を説くことを思い立ち、全10章100話から成るこの『ガリーブ・ナーメ』をヒジュラ暦730年（西暦1329年）に完成した。

本書は、ルーミーの『マスナヴィー』と同様押韻連句による著作で、連句の数およそ1万1千。ルーミーの『マスナヴィー』の場合、連句が約2万5千なので、その半分以下の長さとなる。本書の特徴としては、ルーミーと同様にさまざまな物語の中にイスラーム神秘主義思想を散りばめている点が挙げられるが、本書独自の試みとして、章立ての数字（1, 2, 3,...）に合わせて物語を用意している点が指摘できる。たとえば本書第6章には、植物の生育に必要な6つの要素、すなわち種蒔く人、種、地面、水、太陽、神の命令についての物語がある。アシクパシャによれば、これら6つの要素は、それぞれ精神的指導者、コーラン、人の心、知恵、神秘主義的愛、神秘主義の力の譬えであるという。

本書は、トルコ語によるイスラーム神秘主義の著作としては最も古いものであり、当館所蔵本のほかにオーストリア国立図書館本やボローニャ大学本など多数の写本があるが、本書全体を通しての厳密な校訂テキストの作成は、まだ行われていないようである。

当館所蔵本は全317葉の写本で、縦29cm×横21cm。書写面は縦23.5cm×横15.5cm。無界。毎頁17行。バスマラ（唱辞）はナスフ体またはスルス体、本文はナスフ体。トルコ語本文は発音符号付き。透かし入りで光沢がある紙に黒インクで書写。奥書なし。書写生、書写年代とも不明だが、1485年書写のボローニャ大学本と体裁が似通っており、本文の文字や紙の古さなどから判断して16～17世紀頃の写本と思われる。内容の構成は次の通り。

ペルシア語序文（第1葉裏—第2葉表）；著者によるペルシア語序文（第2葉裏—第5葉表）；オスマン・トルコ語本文（第5葉裏—第317葉裏）

本文の最後：Bu kitabun khatumi ush oldi tamam, Dopdolu yuz dasitan kaldi tamam.（この本の終わりはほらここだよ、完全に。ぎっしり百の物語が残ったよ、完全に。）

濃い茶色の革装本。紙押えなし。メダイオン型の花模様の空押しあり。1984年購入。＜当館請求記号 Y782-A61＞
（白岩 一彦）

電子展示会「日本国憲法の誕生」

—— サイトの概要 ——

トップページ

電子展示会「日本国憲法の誕生」は、当館所蔵資料を中心とする日本国憲法制定当時の貴重な資料を電子化し、解説を付してインターネット上で展示するものである。昨年



公開したものを全面的に

刷新し、今年五月三日の憲法記念日に公開した。

これで、二か年計画で進めてきた電子展示会「日本国憲法の誕生」が完成したことになる（上図はトップ画面）。

公開については本誌五一七号（二〇〇四年四月）ですすでにお知らせしたが、今回は、一年目（第一期）と二年目（第二期）の特徴を中心に、当サイトの全容を紹介する。

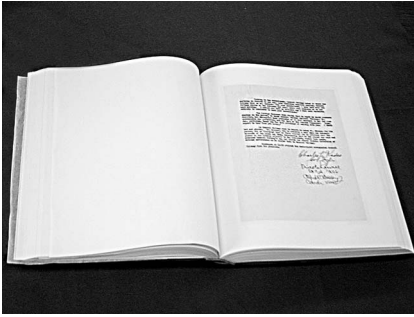
「概説」と「資料と解説」

「概説」では、終戦前後から憲法公布・制定までの過程を五章に分けて簡潔に説明している。概説を理解する上で参考となるGHQの組織図や内閣一覧などのページも用意した。

「資料と解説」では、各章ごとに資料の画像と解説を掲載し、各資料は原資料のほぼ全ページの画像を、ページをめくる感覚で見ることができるようにした。資料は、当館が所蔵する原資料やマイクロ資料のほか、外部機関の協力を得て掲載したものもある。

第一期では約一〇〇点の資料を掲載していたが、第二期では約八〇点を追加し、計約一八〇点になった。第一期は制定過程の基本資料を中心に掲載したが、第二期ではおもにGHQ側と連合国側の資料を追加し、憲法制定過程を日本とGHQ、連合国それぞれの立場から多角的に見ることができるようになった。

掲載資料の追加に伴い、「概説」にはおもに連合国側の動向に関する解説を加え、「資料と解説」も追加・改訂した。



ハッシー文書（「文書庫」より）

「文書庫」は、第二期で新設したコンテンツで、憲法制定過程において重要な役割を果たした個人や機関が所蔵または作成した文書を六点掲載した。各文書には解説と目次を付け、そこから原資料の該当ページを見ることができるようにした。「資料と解説」で紹介

また、多くの文書はテキスト化（文字起こし）して提供している。第一期では四四点をテキスト化したのが、第二期では、第一期の文書を含めて約八〇点の追加を行い、計一二三点（約一一五万字）になった。

【論点】

「論点」は、原資料を参照しながら特定のテーマについて理解を深めることができるよう、第二期で新設したコンテンツである。国民主権と天皇制や戦争放棄など、憲法制定当時の六つの主要な論点を選び、当時の経緯や議論の内容を解説した。解説文中で取り上げた資料にはリンクをはり、原資料の該当ページの画像や資料の解説へジャンプできるようにした。

【文書庫】

「文書庫」は、第二期で新設したコンテンツで、憲法制定過程において重要な役割を果たした個人や機関が所蔵または作成した文書を六点掲載した。各文書には解説と目次を付け、そこから原資料の該当ページを見ることができるようにした。「資料と解説」で紹介

している個々の文書のいくつかについても「文書庫」でまとまった形で掲載し、一連の資料として見ることができる。

その他

【人物紹介】

「概説」や「論点」の文中で取り上げた主要な人物は、「人物紹介」のページに略歴を掲載し、各ページからリンクして見られるようにした。

【用語解説・略語一覧】

「用語解説」では、「概説」や「論点」で取り上げた主要な語句の解説を各ページからリンクして見られるようにした。第二期では、第一期で公開した「用語解説」の内容を追加修正し、新たに「略語一覧」を追加した。

【年表】

制定過程に関する重要事項を網羅した詳細年表と主要年表を用意した。詳細年表は五つに分けて掲載している。

【憲法条文・重要文書】

「日本国憲法」や「大日本国憲法」、「ポツダム宣言」など、制定過程を理解するうえで必要となる条文や重要な文書のテキストを掲載した。

このほか、利用の際の補助資料として、「掲載資料一覧」「リンク集」「参考文献」などのページも用意している。また、日本国憲法は、外国からの関心も高いため、日本語版とほぼ同様の内容の英語版も作成した。

（電子展示会「日本国憲法の誕生」特別班）

電子展示会「日本国憲法の誕生」——憲法史研究者から見た意義（座談会）

国立国会図書館では、電子展示会「日本国憲法の誕生」の完成を記念して、古関彰一氏、ケネス・J・ルオフ氏および当館専門調査員高見勝利氏、以上三名の内外の専門家による座談会を公開前の平成二六年三月二二日に開催した。座談会では、専門家の目から見たこの電子展示会の意義について活発な意見交換が行われ、資料をめぐる新たな状況についても興味深いお話を伺うことができた。以下は、その記録である。座談会の進行は、この展示会の作成にかかわった電子展示会「日本国憲法の誕生」特別班が担当した。

【座談会出席者紹介】

古関彰一氏〈獨協大学教授〉 憲法史研究者でGHQや連合国側の資料に造詣が深い。著書に、『新憲法の誕生』（中央公論社一九八九年）等がある。

ケネス・J・ルオフ（Kenneth J. Ruoff）氏〈ポートルランド州立大学助教授（同日本センター所長）〉 米国における日本政治史研究者として知られる。著書に、『国民の天皇 戦後民主主義と天皇制』（共同通信社 二〇〇三年）等がある。

高見勝利氏（国立国会図書館専門調査員、北海道大学名誉教授） 展示会の監修を担当。制定史に関する日本側資料に詳しく、座談会全体の調整役も務める。

○電子展示会の印象

司会 まずサイト全体の第一印象、使い勝手などについて、特に第二期のコンテンツについてどのような利用が期待されるかということを含めて、お伺いします。



高見 私の立場は、監修というか、製作者側の立場でもあるわけで、微妙だと思うのですが（笑）。第一期では日本側の資料が中心でGHQ側の資料は基礎的なものにとどまったのですが、第二期ではGHQ資料の補充に加えて米

国、連合国側の資料も入ったことで、展示に深みが出てきたという印象を

最初に持ちました。いいかえれば、一期はかなり平板だったものが、今度は立体的になったということだと思います。

それとも関連しますが、憲法制定を促した国際的な環境というか、当時の国際政治の動き、大変複雑な国際的な状況があったわけですが、それが第二期で見えるようになってきた。そうした当時の国際状況のなかで憲法制定過程を見ることができるようになったことが意義深いと思います。これは何といっても適切な資料の選択、解説に負

うところが大きく、展示の作成に当たられた人たちに敬意を表したいと思います。

それから一章から五章まで通読してみますと、敗戦前後からの国際社会の動き、それに関連して憲法がつけられていく動き、すなわち明治憲法改正の検討から始まって、最後は公布、それから普及活動、付属法律の制定に至るまでのプロセス、さらには新憲法の見直しというところまで含めてトータルにとらえている。そういうサイトです。

もちろんこれを通読するのは大変な労力と根気が必要ですが、私としては非常にいいものを作っていたという印象です。



ルオフ 印象は四つぐらいありました。第一は皆さんが本当にがんばって、これまでで一番いい資料集を作ってくくださったという事です。そのうえ無料で、大変便利です。狭い研究室にある日本国憲法に関する多くの本を捨てる事ができて(笑)、新しい本を入れることができるようになった気がします。

第二の印象は、たぶんこの意味で皆様がお作りになったものだと思いますが、展示そのものがなかなか民主主義的なことですね。というのは、国民は政治過程に参加するために情報が必要です。でも、一般の国民にとっては国会図書

館に来館するのは結構難しいでしょう。特に東京に住んでいないと難しいでしょうね。

ですから、電子展示会によって一般の国民はすごく簡単にいろいろな情報を集めることができます。特にいま憲法改正の話がほとんど毎日のように新聞に出ていますから、なかなか時宜にかなう展示会ではないかと思っています。

しかも、この展示会が民主主義的であるのは、なんといっても民主主義が日本国憲法の基本原理だからではないかという感じがしました(笑)。ぼくは実は展示会より資料集としてと言いましたけれども、いい意味ですごくいい資料集と認識しています。

それから三つ目の印象として、特に興味があったのは「論点」です。というのは、憲法は解釈によって生きていますから、解釈がわからないと憲法が理解できないという気がしました。「論点」によって、これまでいろいろな議論された点を理解することができます。

たとえば国民主権と天皇制の論点では、国体が変わったかどうかという議論の記録を読むと、昔の感じがします。そういう話はいまほとんど出てこないでしょう。もちろん第九条の話でしたら、議論がずっと続いてきましたので、誕生のときの論点は今でもなかなか新鮮な感じがします。

四つ目の印象は九〇%冗談として言いますけれども、こういうすばらしい電子資料集ができると、これまで日本では手に入らない資料を手に入れるために、日本に来るた

めの奨学金をいつも申請していた私としては、奨学金がもらえなくなるのが心配です。資料を全部、電子化してほしくない気持ちもあります(笑)。

古関

ぼくもやはりそういう気がちょっとはしています。



ぼくの場合ですと七〇年代、かつてGHQの資料を調べによくアメリカに行っていたんです。そのうち、国会図書館の皆さんが大変ご努力をされて、マイクロフィッシュをこちらに入れてくださった(注1)。

それからはおかしなことがいっぱい起きまして、ワシントンでたまたま時間があるので調べて、「あ、これは」と喜んで入手し、飛行機に乗って帰ってくる。それで国会図書館の担当の方と話すと、「あ、それもう入っているよ」とか言われてがっかりしたことがあるんです(笑)。そういうことがこの場合でも起きてくるのかなと思っています。

ただ、私の意見をちょっと言わせていただきたいのですが、私の場合は第一期しかきちっと見ていなくて、第二期は見えていないのでちょっと言いにくい部分もあるのですが、私にとって一番印象的なのは憲法五〇年のときの国会図書館あるいは憲政記念館の展示(注2)との比較です。あれはまさに展示で、展示品が並んでいたわけです。ショーウィンドウに入っていて、まさにディスプレイですね。触れら

れないけれど、やっぱり臨場感というのか、あの本はこうだったのかとか、そういう意味がありましたね。

今度は電子展示ということになったのですが、「展示」の意味を変えたんじゃないかなという気がぼくはします。展示というののももちろん触れる場合もあるけれども、それを自分のものにはできないわけです。「これ、コピーとって」なんて言えないのですが、こういうふうにしていただいたことによって、個人的な利用の範囲ではあるけれど自由にコピーができて、自分のものになる。

それから、今回、「論点」を入れたということを知って、うーん、時代だなと思いました。ぼくを感じですと、日本国憲法の制定過程は、総論から各論の時代になったのではないのかなという気がしています。つまり、ぼくが制定過程を研究してみようと思ったのは押し付けか、押し付けじゃないのかみたいな議論が大前提にあって、そんな中で言うてみれば全体像を知りたいということだったんです。しかし、今は個々の論点がどうであるのかという検証の時代に入っていて、そういう意味では、さっきルオフさんが難しい日本語を使っていたらしゃったので、ぼくもまねをすると時宜になかった企画だと思っています(笑)。

注1 GHQ/SCAP資料のマイクロフィッシュは、一九七九年から利用に供している。

注2 「新憲法の生い立ち―憲政資料室所蔵資料を中心に―」(国立国会図書館)、「日本国憲法施行五十周年記念―日本国憲

法と議会政治の歩み」(憲政記念館) はともに平成九年四月から五月にかけて開催。前者については、本誌四三四号(一九九七年五月) 参照。

○紙資料との比較

司会 今まで出た以外に、紙の資料集と違った点がありましたらお聞かせいただけませんか。

高見 私は以前札幌で仕事をしています、憲政資料室にあるけれども手元で見られない資料が随分ありましたが、今はそれらを画像で見られる利点があります。それとも関連しなくても、紙の資料集ですと基本的には活字に起こしていくかたちをとっていますので、書き込みなどが読み取れないですよ。特に制定過程を見ていく場合には、入江文書などがそうですね。特に制定過程を見ていく場合には、あるものなどが、画像で直接見られるのが大変ありがたい。

ルオフ 紙資料との比較について率直に言えば、理想的には、ぼくにとっては紙資料のほうがいいかもしれません。目にとっても読みやすい。でも、たとえばこれが紙の資料集でしたら、信じられないほど高いでしょうね。大学の図書館も買うことができないと思います。

特にアメリカの大学は日本語の本はほとんど買えない。そういう意味で、電子資料のほうがずっと便利で、意味がある気がします。

古関 それとぼくたちは今までどこかの資料をコピーして、自分のものを持っているわけです。それに自分の書き込みをしてもいいです。それを友達が貸してといたときに、ちょっとここ、消そうかしらとか(笑)、自分の書き込みというのは気恥ずかしいんですよ。各自がここでもとの資料を得られるという意味は大きいと、ぼくは思います。

○テキスト化とその利便性

古関 まだ第二期のコンテンツを見ていなくて悪いのですが、第二期にはハッシー・ペーパーが入っているようですが、あれは手書きですよ。手書きのものはどうされるんでしょうか。別に手書きがいけないのではなくて、少なくともぼくのような日本人の読者から見ると、最大の問題は読めないということですね。読めないのは、アメリカ人の友達にそれを読んでもらうとか、あるいはリタイプしてもらう。リタイプしてしまってもいいのかわからないこと、出てくるのかななんて、ちょっと思いました。そのところは難しいのかなと思うんです。

司会 今回第二期ではかなりの資料をテキスト化して、実際の資料の画像とは別に、その画像からテキストを起こしたものを読んでいただけるようにしています。

古関 確か国会図書館はルース・エラマンのものは全部持っていたと思うんですが、ぼくの記憶で、あれは全部手書きだったのではなかったか。それで村川さんという方が全部

ではないですけれども、一部、確か訳されて、本にされていたと思います(注3)。これからいろいろな文献が増えていく中で、それを電子的に展示していくときの技術みたいなことはいろいろな問題があるのかなと思いますして、ちょっと申し上げた次第です。

司会 いろいろな研究成果を総合して、それを結びつけるという作業を、今回の電子展示会の中でできてきているという気はいたします。ですから、これで読めてしまうから、もう実際の資料を読まなくていいんだということには決してならないと思います。

注3 村川一郎、初谷良彦『日本国憲法制定秘史 G H Q 秘密作業「エラマン・ノート開封」(第一法規出版 一九九四年)

○憲法制定過程に関する資料の現状

司会 制定史を研究されているお立場で、資料の現状や電子化することによる影響等について、ご感想をお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

古関 いまお話が出て、こういうときに申し上げておいたほうがいいのかなと思ったのですが、やっぱりぼくは佐藤達夫さんがあれだけの文書を残してくださったことは、我々研究者にとってはものすごく大きいと思うんです。

実は一昨年、韓国の研究者が日本国憲法の制定過程を勉強したいといって、東京にお見えになって、国会図書館で資料を見てから、その後話をしてくれと言われました。

韓国の方々がまずおっしゃったのは「佐藤達夫文書をこちらで見せていただいたのだそうですね」。「すごくうらやましいと思った」ということです。韓国はそういう資料はみんな焼けてしまった。例の朝鮮戦争ですよ。

もしも佐藤文書がなければ、そして、また佐藤さんが四巻本のご本、『日本国憲法成立史』(注4)を著してください。なければ、ぼくなんかはどうしようもなかったのではないかなという気がします。それは忘れてはいけないことだと思っています。

それとぼくを感じていうと、昭和天皇がお亡くなりになって、新しく、憲法制定に直接ではないけれども、かわるような資料がずいぶん出てきたなという感じがしています。

高見 日本側の資料は、ほとんど出揃ったという感じはあります。その中で私は、入江俊郎のものを読むことをやってきたのですが、佐藤ではなくて、なんで入江だったのかちょっと申しておきます。佐藤文書はもう整理し尽されていて、大変利用しやすいのですが、じゃあ、そこに漏れたものでもっと重要なものがあるかもしれないという気がずっとしていた。それともう一つ、官僚機構のなかでトップにいたのが入江なんです。そういう意味では入江のところ特に内閣や宮中の情報が集まっているかもしれないという、若干の期待もあつたんです。

注4 佐藤達夫『日本国憲法成立史(全四巻)』(有斐閣 一九六二―一九九四年) *第三巻・第四巻は、佐藤達夫著、

佐藤功補訂。

○電子資料の利便性とその限界

司会 ルオフ先生に伺いたいのですが、アメリカで研究されていると、資料を集めるご苦労も大きいかと思いますが、いかがですか。

ルオフ これまである資料を手に入れられなかったら、いつも高見先生にお願いしましたから、電子展示会ができて、高見先生の研究の時間がこれから増えるかもしれません(笑)。でも研究室において、インターネットでこういうような多くの資料を簡単に見ることができるのは、いろいろな意味で本当に便利です。

たとえば学者にとって、論文を書くときに、また学生たちには講義をする前にいろいろなことを確認するためにはすごく便利だし、いろいろな意味ですばらしい参考書みたいですね。

古閑 言いにくいのですが、確かにぼくも資料になる、そしてまた便利であるというふうには思いますけれども、研究というのはわき見をすることも大事なんですね。

言い換えれば、外国の研究者が日本の国会図書館に直接来て、国会図書館の持っている、たとえば入江文書とか佐藤文書を見て、「へええ、こうだったの」という機会も捨てがたいのではないかと、ぼくはあえて申し上げておきたいと思います。

司会 電子資料は確かにリモートアクセスができるという点で便利ですが、現物の資料を見ながら発見をするというのでも大事なことです。ただ、学校教育の場や大学の講義の中で、基本的な参考資料としてお使いいただくには便利なのかなという気がいたします。

高見 電子展示会のコンセプトなんですけれども、基礎資料はこのサイトを開けてみれば、それで参照できるということ、調べることができるということでは、かなりのものがそろっているのではないかと私は思います。

ただ、周辺資料までコレクションに入れ込んでしまうと、かえってそれこそ焦点がぼけてしまうという恐れが出てくる。確かに入江文書を見ているつもりでも、資料それ自体は玉石混交の状態で雑然と収蔵されているわけです。そうしたなかから、玉と石とを選び分けなければいけない。そういう作業自体面白いし、重要なのですけれども、それをいま公開されているものを参考にしながらやってみるのは、研究者の楽しみでもあるわけです。

だから、そういう楽しみは残しておかなければいけないという感じはするし(笑)、実際、これこそ貴重だということになってくると、憲政資料室に足を運んで、その現物を確かめたうえでという話になってくるわけです。

○「論点」の内容・構成

高見 現在国会の憲法調査会の議論も多岐にわたっています。

国立国会図書館 [ギャラリー](#) [サイトマップ](#) [トップページ](#)

日本国憲法の誕生

論点

1 国民主権と天皇制

1 米国の方針
 日本政府は、ポツダム宣言を受諾するにあたり、「万世一系の天皇を中心とする国家統治体制である『国体』を維持するため、「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要ヲ求ム意ヲ存セザルコトヲ了解」すべしと申し入れた。これに対し、連合国側は、天皇の権限は、連合国最高司令官の制限の下に置かれ、日本の突極的な政治形態は、日本国民が自由に表明した意思に従い決定されると回答した（『ポツダム宣言受諾に関する文書記録』[【解説】](#)）。1945（昭和20）年8月14日の御前会議で、ポツダム宣言受諾が決定され、天皇は、終戦の詔書（[【解説】](#)）の中で、「国体ヲ維持シ得」たとして、1946（昭和21）年1月、米政府からエンローーグニ対して「権限」として伝えられた「日本の統治体制の改革（SINCG222）」[【解説】](#)には、憲法改正問題に関する米政府の方針が直伝かつ具体的に示されていた。この文書は、天皇制の廃止またはその民主主義的な改革が奨励されなければならないとし、日本国民が天皇制の維持を決定する場合には、天皇が一切の重要事項につき内閣の助言に基づいて行動すること等の民主主義的な改革を保障する条項が必要であるとしていた。マッカーサーは、その頃までに、占領政策の円滑な実施を図るため、天皇制を存続させることを固く決めていた（『マッカーサー、アイゼンハワー-陸軍参謀総長系文書』[【解説】](#)）。

○参考：『[憲法 第1章 終戦経緯と憲法改正の始動](#)』

2 日本側の検討
 憲法問題調査委員会（松本委員会）は、松本憲法の「憲法改正の原則」[【解説】](#)に示されるように、当初から、天皇が統治権を総覧するという明治憲法の基本原則を変更する意思はなかった。ただし、松本委員会の中にも天皇制を廃止し、米国型の大統領制を採用すべきとする大胆な意見もあった（[【対立派】憲法改正に関する意見書](#)）[【解説】](#)。しかし、それは、委員会審議には影響を与えず、委員会が作成した大綱改正と改正草案は、いずれも天皇の地位に根本的な変更を加える内容とはならなかった（『[憲法改正要綱](#)』（草案）[【解説】](#)」「[憲法改正要綱](#)」（草案）[【草案】](#)」）[【解説】](#)。一方、政党・民間が作成した憲法改正案の中には、国民主権の確立、天皇制の廃止・変更を打ち出したものがあった。共産党案は、人民主権、天皇制の廃止、人民共和国の建設を目指すものであった（日本共産党『[新憲法構成の骨子](#)』[【解説】](#)、「[日本人民共和国憲法草案](#)」[【解説】](#)）。社会党案は、主権は天皇を兼ねた国民共同体としての国家にあるとし、統治権を国会と天皇に分割して天皇制を維持するものであった（日本社会党『[憲法改正要綱](#)』[【解説】](#)）。また、憲法研究会案は、国民主権を明示した上で、天皇の権限を国家的儀礼に限定し、今日の象徴天皇制の一つのモデルともなる構想を示していた（憲法研究会『[憲法草案要綱](#)』[【解説】](#)）。

「日本国憲法の誕生」－「論点」の画面

すが、制定当時どうだったか、原点に戻って確認してみようという歴史的思考が薄いような気がします。今回の展示会では、資料を時系列で見えていくだけでなく、面白くないであろうというところで、六つの「論点」を抽出しました。資料を

「論点」というテーマで有機的に結びつけることを実験的にやってみたくてです。「論点」を今回書いたことの意味はいくつかあると思うのですが、とにかく資料の読み方であまり我々のほうで導いてはいけないとは思っています。ただ、展示会の資料を使って、こういう見方も、こういうとらえ方もできますという一つの見本というか、我々にとって一つのモデル、サンプルを作ってみようということで考えてみたわけです。

ですから、市民でもいいし、あるいは学生でもいいのですけれども、ある特定のテーマについて憲法制定時のことを調べてみたいというときには、「論点」を一つのモデルにしながらか、自分でそのテーマに関連する資料にアクセスが自由にできる。自由自在に資料にアプローチにできるのだという、一つのヒントになればという願いを込めて作ってみたのです。

ルオフ たえば「論点1」の国民主権と天皇制は、現在のことを考えると、ほとんど憲法改正の話に出ていないんです。天皇制を大きい意味で変える議論はほとんど出ていない気がします。それから国民主権を変える運動はあまりないでしょう（笑）。歴史的には、もちろん正しいですね。でも、今の状況から見ると、戦争放棄のほうが大事かもしれません。とりあえず興味を持っている人が多いかもしれません。

多くのしてほしいのは、これから「論点」のところを大

大きくすることです。古関先生の、アメリカに押し付けられたわけではなくて、いろいろな面で日本人が手を入れたという仮説がありますが、もう一つの仮説があります。というのは、日本人が五〇年以上の間、憲法解釈してきたから、もう日本人の憲法になった。その解釈によって、日本人の憲法になった。ですから、その解釈がすごく大事なんだと思います。

古関先生がおっしゃったように、もっと全面的に、たとえば押し付けられたかどうかというような「論点」を作ったらいいかもしれません。しかし、逆に今の憲法改正運動を見ると、ぼくは、あまりアメリカに押し付けられたから改正したほうがいいという意見は出ていない気がします。ですから、昔はすごく大事でしたが、今は一般の国民にとっては、どのくらい意味があるかということとはよくわかりませんが。

高見 憲法調査会で意見として出るときがありますけれども、議員の新旧交代で若い世代の委員が増え、そのあたりの事情はかなり変わってきたと思います。

古関 いまルオフさんが言われて、あるいは高見先生のお話を伺って思うのに、確かに衆議院にも参議院にも憲法調査会ができて、なかでも衆議院のほうが一番最初のテーマが憲法制定過程だったと思うんです。しかし、ああいふ議論をするのはたぶん、あれが最後じゃないのか、なんてぼくは思っています。でも、私たちがいま二一世紀という未

来を見なければいけない時代に生きているわけですが、未来は、過去を見ることによってしか見えないのではないかと私は強く思います。過去から学ばないで未来を見るほど、危険なことはない。

そうすると憲法がどういうふうにして作られ、あるいはルオフさんが言われたように、作られただけではなくて、その五〇年間にどういう新しい解釈がされて変わってきたのかを検証することも大事だとおっしゃられました。ぼくもそのとおりだと思えます。

それを前提にこの「論点」ですけれども、やっぱり難しいなという気がします。ただ、お話をする大前提として、難しいと申したのはどういふことかといいますと、憲法を



右から古関氏、ルオフ氏、高見氏

作るときにあまり大きな論点ではなかったが、その後ですごく大きな論点になっているというものは、憲法ができるときの資料を見てもわからない(笑)。
ですから、今の時点から見た論点と憲法制定過程から見たときの論点の落差のようなものを、どうやって読者に伝えるのかというのはとても難しい。ただ、読者とすると、憲法制定過程であまり論じられていなかったということを知ることも、実は大事なことなのではないでしょうか。

何もないということを知ることすらもすぐ大事だと思っていて、ただ、それを編集される方はしんどいなということもあって、それはどう考えたらいいのかなと思ってるんです(笑)。高見先生、いかがですか。

高見 たしかに、この五〇年の間の落差というか、展開とかがあるわけですが、今回の展示会で「論点」を作成した動機というのは、いま憲法調査会でいろいろ議論されているテーマのなかで、制定当時と同じような議論があったものについて、それらの議論をふまえた上で現在の議論をしてほしいという、我々としてはそういうメッセージのつもりなのです。

ルオフ この展示会の題名は「日本国憲法の誕生」ですね。ですから、二〇〇四年までのいろいろな解釈について「論点」のところを多くすることを願うのはちょっと無理ですけども(笑)、もしこれから新しいプロジェクトを使って作ったら、面白いのでは。

高見 そうなると判例や学説を中心とした学問論争の世界になってきますが、図書館のこういう制定資料を中心にした展示で、どこまでできるのか。ルオフさんのいわゆるように、発想をかえてやろうと思えばできなくはないのですが、実際にはなかなか難しいと思う。

○インターネット時代の電子展示会
最後に、インターネット時代における電子展示会の

今後のあり方、展望等については、いかがでしょうか。
古関 高見先生にまともていただくことにして、ぼくはまた例によって無責任なことを申し上げますと、先ほどぼくは展示会、展示という日本語の意味をずいぶん変えてきているのではないですかと申しました。

それはもうちょっと言い方を変えてみれば、図書館という言葉の意味も変わっていて、図書というと日本では本とすることを意味するわけです。もちろんいろいろな図書館があって、ぼくのいる大学でもそうですが、新しくつくる図書館は学術情報センターという名前にしよといっているくらい、図書館の意味そのものが変わる時代ですよ。

そういう大きく変わる時代の流れのなかで、こういう試みがされているんだということ、そういう時代なんだということ、皆さんのお話を伺いながら、改めて思いました。

ただ、そういう時代のなかで、この電子図書館がどんな意味を持つのかなという、先ほどルオフさんもおっしゃったように、実に簡単に一人ひとりの学生が図書館のインターネットを通じてプリントアウトすれば入手できる。そういう時代になったということで、便利とか、関心をかきたてるという意味では、たとえば大学生であるとか、大学院生が修士論文を作るとか、あとは一般市民が、今まで以上に便利に第一次資料に接せられるというところにあるのかなというのが、きょうこの座談会に出させていただいたばかり

の感想です。

でも、研究というのは、手足を動かしてやるものだというのが私の本音で、そんなに気軽にできる研究はないと思っています。それよりも先ほど申したような読者の人が今までの以上に、ちょっと何か調べたいというときに、ああ、こうだったのかと、今までと違った新しい世界を知ることができる。臨場感のある資料を手に入れることができる。そういう意味なのではないのかなというのが、いま皆さんからいろいろお話をうかがって得た多くの結論なんです。

だから、そこができれば、すごいことじゃないか。というか、いま若い人たちはできあがった論文みたいなのはあまり読まないですからね。現実味、臨場感のような、そういうものをテレビなどでいっぱい知ってしまっているわけですから、皆さんがこういうかたちで「当時こういう文書でしたよ」と伝えてくださることは、論文の時代よりも「資料の時代」に適っている気がします。

ルオフ 古関先生の話聞きながら思いましたが、たぶんこのサイトを利用する多数の人々は研究者ではないでしょう。もちろん「日本国憲法の誕生」というサイトですから、深く憲法解釈に関する内容を作成することは無理ですが、とくに憲法判例が掲載されているサイトとのリンクがあったらいいと思う。

高見 憲法展示会とは、二年間ずっと付き合ってきたのですけれども、おもに念頭にあったのは学生とか、あるいは

高校生とか、若い人たちですよ。そういう若い人たちが、憲法制定当時の資料に接したときにどういう反応を見せるかなということを考えながら作成してきました。

そういう意味で、憲法制定の経緯について、基礎資料からある程度共通した理解を形成する媒体になればよいと考えました。今回のような形で図書館が大々的に憲法制定の資料に特化してインターネットで公開するということは、かなり先端的なことをやっているかと（笑）思っているのではないのでしょうか。

もちろん憲法調査会の調査や大学での研究の役に立ってくれば、大変ありがたいわけです。また、これから先、仮に、憲法改正という動きになってきたとき、いまの憲法がどのようにして作られたか、その過程でどんな議論が行われたかについて、多くの国民に、この展示会を通して知ってもらいたいという思いも強くあります。

要するに、憲法制定の経緯について、これまで議論はいろいろあるのですが、それとは別に、各人が、この展示会を使って、当時の資料をひとつずつ自分の目で確かめながら、自分なりに憲法のなりたちを理解することが大切だと思っっています。

司会 本日はお忙しい中お集まりいただき、貴重なお話をありがとうございます。

（まとめ 電子展示会「日本国憲法の誕生」特別班）

米国陸軍省高級副官部資料： 第2次世界大戦作戦記録の公開

この6月1日から新たに下記の資料が憲政資料室（東京本館）において閲覧可能となりました。

公開資料名／ 米国陸軍省高級副官部資料：第2次世界大戦作戦記録
原所蔵機関／ 米国国立公文書館
形態・数量／ マイクロフィッシュ 約6,900枚

今回、整理が終了し公開した資料は、1943～46年を中心として、その前後の時期を含んだものであり、対象地域は当該時期に連合軍が活動した太平洋戦域（フィリピン、ニューギニア、沖縄、本土等）です。マッカーサーが対日反攻の指揮を執った南西太平洋方面連合軍総司令部（GHQ/SWPA）、その下で捕虜からの尋問や押収資料等から日本側の情報を収集、分析した連合軍翻訳通訳局（ATIS）、各種部隊を指揮下に置き戦闘の主力を担った第6軍、補給を担った陸軍南西太平洋軍補給・後方部隊の日々の作戦報告書等が中心となっています。

例えば、GHQ/SWPAの作戦報告書は、報告日までの数日分の陸海空各部隊の作戦行動の概要、戦況図、通信記録等からなり、一日あたりそれぞれ約100枚以上に及ぶもので、当時の米軍の作戦状況等を詳細に知ることができます。また、日本側の行動や損害についても記載があり、それにより日本側の動向についても知ることができます。ご利用にあたっては、憲政資料室備付の目録『World War II Operations Reports, 1940 - 1948 Pacific Theater (第2期収集分)』をお調べください。

高級副官部は、陸軍省の総務を担当した部署で、軍から個々の部隊レベルまでの日々の作戦報告書・個人記録・出版・郵便等の管理・監督業務を担っており、資料中には太平洋戦域で行動し、戦後日本各地に進駐した部隊の作戦報告書等の資料が含まれています。占領期の連合国による地方行政の管理は、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）から軍、軍団、地方軍政部本部、都道府県軍政部へと指令が順次伝達され、その指令に基づき日本の都道府県等への監視、介入を行っていました。そのため、高級副官部資料には、当時の各地方における軍政関係の資料が含まれています。

この資料群は、平成2年度から5年度にかけて収集を行い（この部分はすでに公開済）、その後、米国国立公文書館の改修工事で一時中断していましたが、平成15年度から収集を再開したものです。また、今後、太平洋戦域の資料に続き各部隊（軍政部資料を含む）の資料収集に着手する予定です。この資料群の収集により、すでに当室で公開しているGHQ/SCAP資料等の中央レベルの資料に加え、各地方での占領政策の実際を担った地方軍政部や各地の進駐部隊の資料が利用可能となります。占領史研究の進展にいつそう寄与することが期待されます。

電子展示会「近代日本人の肖像」を公開

電子展示会「近代日本人の肖像」を、平成16年7月9日に公開しました。

人の顔や姿は、その人を特定したり、人物について知ろうとする場合に、もっとも重要な要素であり、肖像はいつの時代にも人々の関心を引き付けてきました。肖像を伝える媒体には、絵画、写真、印刷物などさまざまなものがあります。



映像をリアルに伝える映画やテレビが出現する以前には、著名人であっても、その容貌を知る手段は、新聞や書籍等に限られていました。

当時の写真そのものはその多くが消失していますが、図書の形で出版された写真集は、刊行から1世紀近くを経た現在でも、当館の書庫に比較的良好な状態で保存されています。

今回の電子展示会では、こうした写真集から、近代日本の形成に影響のあった、政治家、官僚、軍人、実業家等を中心とする220人の肖像写真(258点)をご紹介します。それぞれの肖像写真には、その人となりが分かるように各人の略歴を付記し、「公家・旧大名」「首相」「政治家」「外交官」「官僚」「法律家」等の16の категорияや人名の50音順などからアクセスできるようにしました。

収録されている人物は、当時の名士であり、時代を代表する顔でありました。現在も歴史に足跡を残した人物として知られている人もいますが、時代の経過とともに忘れられてしまった「時の人」もいます。出版物はその時代の社会や風俗を反映していますから、「時の人」の肖像写真も時代を知るための史料と考えることができます。

名前は知っていても、その顔や姿は見たことがない人物も少なくないでしょう。この電子展示会を訪れることで、人物の印象を新たにしてくれる肖像写真に出会えるかもしれません。

<URL> <http://www.ndl.go.jp/portrait/>

<問い合わせ先>

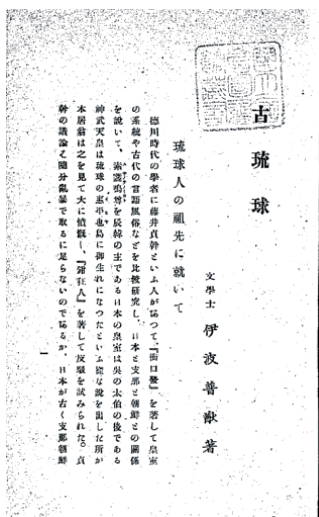
国立国会図書館関西館 事業部電子図書館課 電子情報発信係
電話 0774-98-1487 (直通)

近代デジタルライブラリーのコンテンツが充実しました

平成16年7月1日、インターネット上で明治期刊行図書を閲覧できる近代デジタルライブラリーに、新たに書誌件数で約2,500件（冊数で約4,100冊）の資料を追加しました。今回の追加により近代デジタルライブラリーで閲覧できる資料の総点数は、書誌件数で約34,800件、冊数で約54,200冊になります。追加提供するおもな資料には、沖繩学の父と言われた伊波普猷の『古琉球』、川上貞奴や当時の歌舞伎役者のプロフィールが載った『日本俳優鑑』など、明治という時代が実感できる興味深い資料が多数含まれています。内容が充実した近代デジタルライブラリーを是非ご利用ください。

「近代デジタルライブラリー」のページ：

<http://kindai.ndl.go.jp>



伊波普猷『古琉球』（1911.12）

明治時代の本の著作権者を探しています

近代デジタルライブラリーの掲載資料をより充実させるために、昨年3月から6月にかけて、没年不明の著作権者約5万人について「公開調査」を行いました。その結果、多くの方から生没年や著作権者の連絡先など有益な情報をいただきました。

本年度も引き続き、生没年や著作権者の連絡先が分からない著作権者約1,500人について、当館ホームページ上で「公開調査」を実施し、広く情報提供を求めます。調査期間は、平成16年7月1日（木）から9月30日（木）までの3か月間です。皆様のご協力をお願いいたします。なお、情報提供の方法などについては、下記のページをご覧ください。

「著作権者情報公開調査」のページ：<https://kokaityosa.ndl.go.jp>

（関西館事業部電子図書館課）

「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」と評価制度の導入について

はじめに

国立国会図書館では、当館の果たすべき使命・役割および将来目指すべき方向性を明確にするため、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」を策定しました。

また、当館は、当館の活動内容を広く国民の皆様にも説明することを目的として、平成一六年度から評価制度を導入します。評価制度においては、ビジョンの実現に向けて、年度ごとに具体的な目標・基準（今年度は「平成一六年度重点目標」「平成一六年度サービス基準」）を掲げ、年度終了後にその評価結果を公表します。こうした取組によって、サービスの一層の向上に努めます。

ここでは、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」「平成一六年度重点目標」および「平成一六年度サービス基準」を紹介します。



東京本館



関西館



国際子ども図書館

○ 使命と役割

国立国会図書館は、「真理がわれらを自由にする」という確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として」（国立国会図書館法前文）、次の役割を果たしています。

▼ 国民の知的活動の成果を、印刷物から電子情報にいたるまで広く収集し、国民共有の情報資源を構築する。

▼ 国政課題に関する調査・分析及び情報の提供によって、国会の立法活動を補佐する。

▼ 行政・司法各部門及び広く国民に対し図書館サービスを提供し、現在及び将来にわたり、情報資源へのアクセスを保障する。

○ 重点領域

情報ネットワークの急速な発達により、社会における情報流通の在り方が大きく変化しています。また、社会の枠組みが見直され、価値観が多様化する中で、個人や組織が情報を収集・選択し、判断を下すことがますます重要になってきています。

国立国会図書館は、このような情報環境・社会環境の

変化に対応するために、インターネット等による情報発信の強化と図書館サービスの充実に取り組んできました。今後さらに、次の四つを重点領域として、サービスの一層の向上を目指します。

▼ 立法補佐機能の強化

国会の立法活動を補佐するため、調査サービスの高度化を図る。また、内外の情報資源を駆使し、確かな情報を一層効果的に提供する。

▼ デジタル・アーカイブの構築

国民共有の情報資源として、電子情報を蓄積・提供するデジタル・アーカイブを構築する。

▼ 情報資源へのアクセスの向上

情報資源への自由で平等なアクセスを保障するため、利用機会の拡充及びサービスの質的向上を図る。

▼ 協理事業の推進

内外の図書館及び関係機関との連携を強化して、情報資源の共有化と流通を促進する。また、図書館人の育成のために協力し、図書館・情報サービスの発展に寄与する。

二 平成一六年度 重点目標

当館では、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」で示した重点領域においてサービスの一層の向上を実現するため、重点領域ごとに一〜三年で実現すべき重点目標を掲げています。

【立法補佐機能の強化】

当館の立法補佐機能に対する期待が高まり、調査・情報サービスへの需要は年々増大しています。国会からの求めに、正確、迅速かつ的確に 대응するため、当館は依頼調査・予測調査の強化を行うとともに、電子情報に対応したサービスの拡充に取り組んでいます。

△重点目標▽

- 特定テーマを多角的に分析する「総合調査」を積極的に推進する。
- 国政の重要課題への対応、特に憲法関連の調査体制を強化する。
- 国会に対する電子的な情報発信を強化する。

【デジタル・アーカイブの構築】

社会のあらゆる領域で電子情報が流通・利用されている現在、電子情報に対しても従来の出版物に対して果たして

きたのと同様の役割を果たすため、当館は平成一五年度に「国立国会図書館電子図書館中期計画二〇〇四」を策定しました（本誌五一九号（二〇〇四年六月）参照）。

この計画に基づき、当館は、所蔵資料の電子化を進めるとともに、デジタル・コンテンツを収集、蓄積、保存し、幅広く提供していきます。

△重点目標▽

- 「近代デジタルライブラリー」のコンテンツとして、明治期刊行図書の電子化を平成一七年度中に完了し、提供を行う。
- デジタル・アーカイブの基本的枠組みを平成一六年度中に策定する。

【情報資源へのアクセスの向上】

当館は、内外の広範な情報ニーズに対応するため、遠隔利用サービスと館内利用サービスを二本の柱としてサービスを行っています。資料の収集・整理・提供・保存および検索ツールの整備という基本機能の改善を図ることにより、サービスを強化し、国民の豊富な資料をいかし、機会を広げます。また、当館の豊富な資料をいかし、情報に付加価値を付けた発信型サービスの強化に取り組んでいきます。

△重点目標▽

- 平成一六年一〇月から東京本館の開館日・開館時間の拡大およびサービスの拡充を行う。
 - 施設内における電子ジャーナルの提供サービスを拡充する。
 - インターネット経由の複写申込みをはじめとして、当館の利用がより便利になる登録利用者制度の周知に努める。
 - 国の科学技術の振興に資するため、電子情報環境に対応した科学技術情報を整備し、サービスを向上させる。
 - 書誌情報の提供件数および種別を拡大する。
 - 国会会議録フルテキストデータベースに加え、日本法令索引データベースを平成一六年度中にインターネットで公開する。(平成一六年六月七日公開済み)
- 【協力事業の推進】
- 図書館を取りまく環境が著しく変化する中、当館は、各種協力事業を実施し、また図書館情報学に係る調査研究を進めることにより、全国の図書館情報資源の連携を強化し、国内外の図書館人の知識・技術取得に資することを目指しています。

△重点目標▽

- 国際図書館連盟(IFLA)との連携およびアジアの図書館との交流を中心として、国際的な図書館連携を強化する。
- 当館および都道府県立・政令指定都市立図書館が所蔵する和図書の総合目録データベースを平成一六年度中にインターネットで公開する。
- 主として国内の図書館職員を対象として、Web技術を用いた遠隔研修事業の準備に着手し、平成一七年度中に実施する。

三 平成一六年度 サービス基準

当館では、当館が提供する図書館サービスの水準を明確にするため、具体的な数値を用いたサービス基準を設定しています。こちらは二〇～二二頁で紹介しています。

なお、国立国会図書館のホームページでは、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」、「平成一六年度重点目標」、「平成一六年度サービス基準」に加え「平成一六年度サービス基準の説明」を掲載しています。<http://www.ndl.go.jp/aboutus/vision.html>

(総務部企画・協力課)

<東京本館館内利用サービス>

- 電子資料室で利用可能な電子ジャーナルのタイトル数
全分野にわたる海外電子ジャーナル1万タイトル以上
- 書庫内資料の閲覧にかかる時間
出納：95%以上について、申込みから30分以内
出納できない理由の通知：95%以上について、申込みから30分以内
- 複写にかかる時間
即日複写：80%以上について、申込みから30分以内
後日複写：申込日から4日（休館日を除く）
- 関西館資料の取寄せにかかる時間
申込日から4日（休館日を除く）

<関西館館内利用サービス>

- 閲覧できる開架資料冊数
総合閲覧室の開架：各分野の参考図書、主要な雑誌・新聞等を5万冊以上
アジア情報室の開架：アジア言語資料・アジア関係資料を3万冊以上
電子ジャーナルの閲覧：1万タイトル以上
- 書庫内資料の閲覧にかかる時間
出納：95%以上について、申込みから30分以内
出納できない理由の通知：95%以上について、申込みから30分以内
- 東京本館資料の取寄せにかかる時間
申込日から4日（休館日を除く）

<国際子ども図書館館内利用サービス>

- 展示会・催し物の開催頻度
展示会の開催日数：開館日の90%以上
講演会等の催し物開催数：年間7回以上
- 閲覧できる開架資料冊数
子どものへや：昔話や読み継がれてきた絵本・読み物を中心に8,000冊以上
世界を知るへや：世界各国を紹介する本や海外の絵本を80か国1,000冊以上
メディアふれあいコーナー：子どもたちが親しめる電子資料を100点以上
- 第一および第二資料室における開架書庫資料の閲覧にかかる時間
出納：95%以上について、申込みから20分以内
出納できない理由の通知：95%以上について、申込みから20分

平成16年度 サービス基準

<遠隔利用サービス>

- インターネット経由の複写依頼にかかる日数
複写物の発送：80%以上について、受理日から5日（休館日を除く）以内
複写できない理由の通知：80%以上について、受理日から4日（休館日を除く）以内
- 図書館を通じて申し込まれた資料貸出しにかかる日数
資料の発送：70%以上について、受理日から4日（休館日を除く）以内
貸出できない理由の通知：70%以上について、受理日から4日（休館日を除く）以内
- 図書館を通じて申し込まれた文書レファレンス・サービスにかかる日数
回答の発送：75%以上について、受理日から20日以内
- 当館ホームページ提供時間
利用提供：提供時間（週7日24時間いつでも）の内99.8%以上
- 当館ホームページのNDL-OPAC提供時間
利用提供：提供時間（月～土曜日：7～28時（翌4時）、日曜日：7～25時（翌1時）、第3日曜日は7～22時）の内95%以上
- 当館ホームページの各種総合目録データベース更新頻度
総合目録ネットワーク：毎日 ※平成16年度内公開予定
点字図書・録音図書全国総合目録：月1回
全国新聞総合目録データベース：随時
児童書総合目録データベース：週1回
- 「納本制度」に基づき収集する国内刊行資料の利用
当館ホームページの「日本全国書誌」（週刊）への掲載：80%以上について、
受入日から60日以内
当館ホームページのNDL-OPACによる利用開始：80%以上について、受入
日から70日以内
- 当館ホームページ上の電子展示会の内容追加頻度
国立国会図書館ホームページの「ギャラリー」：年間3件追加
国際子ども図書館ホームページの「絵本ギャラリー」：年間1件追加

第一一回納本制度審議会の開催について

平成一六年六月二日、国立国会図書館特別会議室（東京本館）において、第一一回の納本制度審議会（衛藤瀧吉会長）が開催された。審議の概要は、以下のとおりである。

一 委員の委嘱等

一八名の委員のうち、二名の委嘱等があった旨報告された。社団法人日本雑誌協会前理事長の浅野純次氏の委嘱を解き、新理事長の白石勝氏に委嘱し（以上平成一六年五月一〇日付け）、また社団法人日本出版次協会前会長の小林辰三郎氏の委嘱を解き、新会長の鶴田尚正氏に委嘱した（以上同五月二〇日付け）。さらに代償金部会所属委員として、白石勝委員を同五月一〇日付けで指名した。

二 ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会の調査審議の経過について

標題の小委員会（以下「小委員会」）が昨年六月に設置され、これまで三回の調査審議が行われた。審議会では、その経過が報告された。

【経緯】

審議会は、平成一四年三月の国立国会図書館長の諮問「日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」を調査審議している。昨年六月まで設置されていたネットワーク系電子出版物小委員会の調査審議をふまえて、審議会は、ネットワーク系電子出版物（以下「ネットワーク系」）を納本制度に組み入れず、新しい制度により収集することが適当であるとした。その上で、国・地方公共団体および学術的内容のネットワーク系を発行者に通知義務または送信義務を課して収集することが基本的に妥当であるとしつつ、「自動的収集」（収集範囲を限定せずに機械的に固定する方法）の最終的判断は、改めて行うこととした（本誌五〇六号一〇頁）。また、収集範囲・方法等について法的観点から検討が必要とした。これを受けて、小委員会において調査審議を行っている。

【報告の要旨】

（一）国・地方公共団体のネットワーク系の収集目的は、国立国会図書館法第二四条の「公用」に準じて考えるべきであり、本年二月の審議会答申において国等と同等の納入

義務を課すべきであるとされた独立行政法人等を国・地方公共団体と同等に扱うことが適当である。また、国等のため発行されたネットワーク系について、自ら発行した場合と同様に収集に関して義務を負うことが適当である。また、収集方法は、送信義務または自動的収集によることとし、通知義務を課す必要はなく、過誤等により公表されたネットワーク系の送信等を免除する仕組みが必要である。

(二) 私人のネットワーク系については、収集範囲を学術的内容のものに限定することは、国立国会図書館の任務から不十分であり説明が困難であるので、網羅的に収集せざるを得ない。また、収集方法について、言論の萎縮のおそれを解消するためには、発行の事実の通知義務を課する方法では不十分であり、事前に発行者等に館による収集の日時、頻度等および複製(固定)の拒否の申し出ができることを公告した後、拒否の申し出に応じることを内容とする方法について検討した。

(三) 収集および利用における著作権の問題について、想定される閲覧等の行為と著作権法上の許諾の要否について整理し、収集(固定)において立法による権利制限が必要であること、国・地方公共団体等については、「公用」という収集目的から、私人に比較して権利制限の必要が高いと考えられること、私人の著作権制限は、現行法の権利制限の趣旨等をふまえ、必要かつ最小限にとどめるべきことなどを確認した。

(四) ネットワーク系が国内において発行されたかどうかの判断基準、収集対象から除外せざるを得ない出版物の考案方、制度的収集において対象とする者(発行者・著作権者)についても検討した。

以上の報告に対し、質問、意見が出され、今後の小委員会における調査審議に反映すべき指摘もあった。

最後に会長から、技術・社会的状況の変化が予想される中、現実に実施可能な制度の基本的要件を示すことが諮問への回答になるとの発言があった。

(なお、当初、公文俊平小委員長が報告を行う予定であったが、小委員長が欠席のため、小委員会所属の合庭惇委員が報告を代行した。)

三 代償金部会の調査審議について

小売価格の表示のない出版物等に関して個別に代償金額を決定する代償金部会の審議を簡便に行うため、諮問等手続を審議会を開催せずに行うことができることおよび部会を原則として審議会開催日に合わせて開催することを内容とする事務局案が了承された。

四 今後の日程案について

小委員会を一〇月頃までに二回行うこと、ネットワーク系の収集に関して、本年中に審議会の答申を行うことを内

容とする案が了承された。

五 事務局からの報告

(一) 昨年度の納本に基づく資料別
受入実績、本年度の代償金予算およ
び昨年度の代償金支出実績について、
報告した。

(二) 本年二月の審議会答申「独立
行政法人等の出版物の納入義務の在
り方について」を受けた館の国立国
会図書館法等改正作業の進捗状況に
ついて、報告した。

なお、今回の審議会の議事録は、
当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>)「国立国会図書館」(以下「
国立国会図書館」)「納本制度」
「納本制度」に掲載されている。また、前回までの
審議会および小委員会(第一回か
ら三回まで)の議事録についても、
同所に掲載されている。

納本制度審議会事務局(収集部)

納本制度審議会委員・専門委員名簿

(平成16年6月現在)

会長	衛藤 藩吉	東京大学名誉教授
会長代理	○公文 俊平	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長
代償金部会長	塩野 宏	東京大学名誉教授、東亜大学通信制大学院教授
委員	○合庭 惇	国際日本文化研究センター教授
	朝倉 邦造	社団法人日本書籍出版協会理事
	○安念 潤司	成蹊大学法学部教授、弁護士
	○内田 晴康	弁護士、慶應義塾大学法科大学院教授
	○小幡 純子	上智大学法学部教授
	見城美枝子	青森大学社会学部教授、エッセイスト
	清水 勲	帝京平成大学情報学部教授
	*白石 勝	社団法人日本雑誌協会理事長
	高橋真理子	朝日新聞論説委員
	竹内 愨	社団法人日本図書館協会理事長
	*鶴田 尚正	社団法人日本出版取次協会会長
	村上 重美	社団法人日本新聞協会専務理事
	百崎 英	社団法人行政情報システム研究所理事長
	○紋谷 暢男	成蹊大学法学部教授
	依田 巽	社団法人日本レコード協会会長
		(18人)
専門委員	○奥住 啓介	財団法人データベース振興センター事務局長・振興部長
	○杵本 重雄	筑波大学図書館情報学系教授
	○夏井 高人	明治大学法学部教授、弁護士
	○野末俊比古	青山学院大学文学部助教授
		(4人)

○印：ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会所属の委員・専門委員 (10名)

*印：新委員

図書館からの電話に「ハイ、レファレンス係です。」と答えるのは私たちレファレンスの職員です。この道十一年のベテランから一年未満の初心者までがあり、レファレンスの受付、回付、回答作成、発送を行っています。申込みの媒体は電子メール、ファックス、郵送、電話です。メール受信、受付ファックスへのナンバリングスタンプ押し、封筒貼りに電話かけと、作業はなかなか変化に富んでいます。

問い合わせ内容は古今東西にわたっており、人の興味・関心の広さと深さに驚きます。レファレンス係で扱う簡易な質問でよくあるのは、まず「狙い撃ち」型。「雑誌○○の◇年△月号に××に関する記事が載っているか。あれば掲載ページを知りたい。」というようなものです。ここまで特定されていればあとは書庫に見に行くだけで助かります。タイトル、著者、掲載年月が不確かな場合等は、探すのが困難な「尋ね人」型になります。「利用者の方が、昭和一四年ごろ見た覚えがあるそう



です。」とか「典拠資料に出ているが、どこを探しても見つからない。」というような問い合わせです。有効な検索ツールがない場合は搜索不能こともありませんが、できる範囲でひたすら資料に当たることもあります。マイクロ化された古い資料の不鮮明な画像を目で追うことも多く、慣れないと船酔いのようになってしまうかもしれません。専門的な主題に関する質問は各専門室に回付します。

多くの図書館では当館への申込みの前はかなり調査をされています。「これ以上私たちが調べられるだろうか。」と気弱になることもありませんが、資料を探し求める依頼者の情熱は申込フォームからひしひしと伝わってきます。当館の方針で文書レファレンスは図書館経由で受けていますが、一件の申込みの向こうには各図書館の担当者がいて、その向こうには図書館利用者がある、その思いを胸に、私たちは皆様からのお問い合わせをお待ちしています。

(参考企画課レファレンス係 受付嬢)

常設展示のお知らせ

第一三二回 花火の情景

平成一六年 七月 一日(木) から
八月二日(火) まで
於 本館目録ホール入口(東京本館)



詳細は本誌五一九号または当館ホームページをご覧ください。ホームページでは、「ギャラリ」のなかにある「常設展示」のコーナーに、展示資料一覧と簡単な解説文を掲載しています。(http://www.ndl.go.jp/jp/gallery/permanent/index.html)

巻末にこの展示会に関連したコラム「本を魅せる 常設展示案内」があります。

本屋に在る本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

日本の化粧文化 明治維新から平成まで

研究紀要おいでるみん 資生堂企業資料館刊 (〒103-8010 中央区銀座七・五・五)

二〇〇二・一一・二六九頁 A 4

(CD68116)

美しくなりたいと願う人は多い。また、「好きなタイプ」の条件に外見の美しさを挙げる人も多い。そこで、ふと疑問に思うことはないだろうか。なぜ美しくなりたいのだろう？ 美しさとはどういうものだろうか？

本書は、資生堂企業文化部の発案により内外の人材により構成された「化粧文化研究会」メンバーによる論文集である。化粧と美容を「文化」としてとらえ、背後の社会の動きに注目して考察しようという試みのもとに、一三の論考が集められた。巻末の年表では、

一八九四年以降の社会的事件と美容業界の動向が一覧できる。読み物としても楽しめるが、美容業界の今後の動向を探る材料としても有用であろう。各章ごとに掲載されている化粧品のカラー写真も美しい。

化粧文化を考える際の大きなテーマとして、美の価値基準がどのように形成されるかという問題がある。古来、外見の美醜は、女性について言及されることが多かった。男性が女性を評価するという観点が大きく影響しているからである(笠原美智子「資生堂広告写真の女性像」、鈴木由加里「『美しさ』という規範—ジェンダーと美の神話—」。しかし最近

は、そのような性差が小さくなってきており、美容に気を遣う男性が増えてきているという。理由の一つとして、若い男女の人口比で男性のほうが多いことが挙げられている(前田和男「日本の近代化と男の化粧行動の変容」。今後は新たな価値基準が現れるのかもしれない)。

そして、価値基準は社会的背景や流行にも影響を受け、変わっていく。たった一〇年前の雑誌でも、髪型や眉の感じが今とは異なり、古びて見えるものである。また、明治維新以後に打ち出された衛生教育や、外見よりも品

格を重んじる考え方などが、この数年で急速に消滅しつつあることも指摘されている(陶智子「礼儀・作法と化粧」、山本桂子「西洋センスを蹴飛ばしてきた—日本の『女のコード』のメイクアップ史』)。このため、世代間で感覚のずれが生じており、女子高生の流行が「ヤマンバ」などとすさまじい名前と呼ばれたり、人前での化粧が社会問題になったりする現象が生じているのである。

このような価値基準にさらされるなかで、他者に評価されるために「美しくなりたい」という気持ちが生まれてくる。また、現代においては、他者の視線とは関係なく、自己表現・自己実現として美容行動が行われる面もあるのではないかという指摘も興味深い(海野弘「美容文化史のために」)。

そのほか、化粧品会社ならではの、技術開発者による美の追究が面白い。保湿クリームとの配合を朝から晩まで考え続け、食卓である食べ物を見てはととひらめく部分などは、中島みゆきの「地上の星」が聞こえてきそうな趣である(浅利茂樹「資生堂ノンフィクション『ピーカーと釜—アミノ酸乳化クリームをつくった男たち—』)。

もっとも印象に残ったのは、最近の日本は

美的基準の範囲が狭く、「同じ顔が大量に社会に回っている」という指摘であった（石田かおり「健康美の時代―美と健康の結びつきから見た日本近現代美容史―」）。たしかに、昔の映画や他国の映画を観ていると、現在の日本に比べて、良くも悪くも印象的な顔の人々が多いような気がする。画一的な美容雑誌・広告のメッセージを浴び、踊らされることの多い我々には、耳の痛い指摘である。

（松井 一子）

関西館が建築学会賞を受賞

本年四月、陶器三三雄氏の設計にかかる当館関西館（一六頁写真参照）が、二〇〇四年日本建築学会賞（作品部門）を受賞した。この賞は、近年に主として国内に竣工した建築の設計で、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品に授与されるもので、審査対象一〇八作品の中から選ばれた。選評では、「華やかに造るデザインではなく、むしろ控え目なデザインの一つ一つの積み重ねが、はやりごとの建築に無い完成度をもたらし、充実した空間を生み出すこととなっていることは公共建築として望むべき姿」と評されている。

月例報告

法規の制定

解説

規則第三号は、国際子ども図書館の将来計画の検討に資するため、国際子ども図書館が行う図書館奉仕の拡充に関する事項について調査審議する調査会を設置するものである。

（規則第三号）

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会規則

（平成十六年六月二十五日制定）

（目的及び設置）

第一条 国立国会図書館に、国立国会図書館国際子ども図書館（以下「国際子ども図書館」という。）の将来計画の検討に資するため、国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、国際子ども図書館が行う図書館奉仕の拡充に関する事項について調査審議する。

（組織）

第三条 調査会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 調査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第四条 調査会に、部会を置くことができる。

（幹事）

第五条 調査会の所掌事務について委員の活動を補佐するため、調査会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、国立国会図書館の職員のうちから館長が任命する。

（庶務）

第六条 調査会の庶務は、国際子ども図書館企画協力課において処理する。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成十六年九月一日から施行する。

おもな人事

経済産業事務官兼国立国会図書館司書

小泉 千春

国立国会図書館司書の兼任を解く

経済産業事務官 倉沢 進一

国立国会図書館司書に兼ねて任命する
総務部支分部図書館課勤務を命ずる

以上平成十六年五月一日付け

(国会分館長)

司書 春山 明哲

国立国会図書館調査員に任命する

主幹を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

調査及び立法考査局国土交通調査室付兼務を命ずる

(調査及び立法考査局総合調査室付主幹)

調査員 山崎 隆志

調査及び立法考査局社会労働調査室付を命ずる

調査及び立法考査局社会労働課長事務取扱を命ずる

(主題情報部付司書監)

司書 川上 章雄

資料提供部付を命ずる

主題情報部付兼務を命ずる

(関西館事業部長)

国会分館長を命ずる

(資料提供部付司書監)

関西館事業部長を命ずる

資料提供部付を命ずる

主題情報部付兼務を命ずる

(関西館事業部長)

国会分館長を命ずる

(資料提供部付司書監)

関西館事業部長を命ずる

(調査及び立法考査局調査企画課長)

調査員 山口 広文

国立国会図書館参事に任命する

総務部人事課長を命ずる

(総務部付主任参事)

参事 岡 幸弘

国立国会図書館調査員に任命する

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(調査及び立法考査局国会レファレンス課長)

調査員 齋藤 憲司

調査及び立法考査局調査企画課長を命ずる

(調査及び立法考査局文教科科学技術課長)

同 戸田 典子

調査及び立法考査局国会レファレンス課長を命ずる

(総務部人事課長)

参事 木戸 裕

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局文教科科学技術課長を命ずる

(調査及び立法考査局社会労働課長)

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局社会労働調査室付を命ずる

(関西館資料部収集整理課長)

司書 小山順一郎

調査及び立法考査局文教科科学技術課長を命ずる

(調査及び立法考査局社会労働課長)

調査員 中川 秀空

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局社会労働調査室付を命ずる

(関西館資料部収集整理課長)

司書 小山順一郎

書誌部逐次刊行物課長を命ずる

(書誌部逐次刊行物課長)

同 鈴木 恭子

主任司書を命ずる

主題情報部付を命ずる

(調査及び立法考査局総合調査室付主任調査員)

調査員 坂崎 亮敏

国立国会図書館司書に任命する

関西館資料部収集整理課長を命ずる

以上平成十六年七月一日付け

職員を表彰について

永年勤続者表彰について

司書 阿部 禎子

参事 泉 寛子

参事 岩間 大和子

副館長 大滝 則忠

参事 阿部 禎子

参事 泉 寛子

参事 岩間 大和子

副館長 大滝 則忠

司書	大竹 章雄
同	大竹ますみ
同	大山 清二
同	加藤八千代
同	北山 千代
参事	桐原 猛
司書	坂田みさお
調査員	嶋本 裕子
調査員	鈴木 尚子
司書	鈴木 恭子
調査員	高木 浩子
同	高橋 貞子
同	竹内ひとみ
同	竹中 一子
司書	千代 由利
同	長澤 力
同	中道 純子
参事	波多野安子
司書	服部富美子
同	原田 公子
参事	春田眞知子
司書	星 美恵
同	間島由美子
同	松田夫佐子
同	松橋 和夫
専門調査員	松谷芙佐子

参事 村田 春美
 司書 森山りや子
 右は三十五年以上の永きにわたりよく職務に
 精励しその功績は他の模範とするに足りる
 よってここにこれを特に表彰する

正五位に叙する
 平成十六年五月八日付け

——職員の出向——

司書	石渡 裕子
同	稲浪美恵子
調査員	輕部 運代
司書	北川 知子
同	熊谷 真美
参事	佐藤 文子
司書	清 麻由美
同	高橋 恵子
同	田中由美子
同	松下さや子
同	本橋 修
同	山岡 公一
同	山崎 和人
同	山崎 治
同	山崎 武

——職員の出向——

参議院事務局へ出向 調査員 松本 英樹
 同 小澤 隆
 参議院事務局へ出向
 以上平成十六年七月一日付け

——職員の退職——

右は二十年以上の永きにわたりよく職務に精
 励しその功績は顕著である
 よってここにこれを表彰する
 以上平成十六年六月五日付け

(退職時部局)

参事 鈴木 雅美
 平成十六年五月三十一日付け

名称典拠のコントロール 第四回書誌
調整連絡会議記録集 A5 一六一頁

平成一五年一月に当館で開催した「第四回書誌調整連絡会議」の記録集である。

内藤衛亮東洋大学教授の講演「典拠コントロールに対する需要」CJKワークショップの意義―、宮澤彰国立情報学研究所研究主幹の講演「共同典拠コントロール・システムの考え方」のほか、国立情報学研究所をはじめとした国内の主要な書誌作成機関における典拠コントロールの状況に関する報告、「国立国会図書館総合目録ネットワークの参加館データの現状」の報告および国立国会図書館を中心とした「国の典拠ファイル」の共同作成と共有のための方法についての討議内容を収録している。なお、会議の概要は本誌五二一五号（二〇〇四年二月）で紹介している。

一、三六五頁 (日)
(ISBN 4-8204-0407-5)

全国書誌通信 第一一八号 A4 一六頁
日本全国書誌再考(坂本 博)／日本全国書誌のあゆみ(上保 佳穂)／内容細目記録範囲の拡大について／国立国会図書館件名標目表の改訂について／音楽録音・映像資料への

J P番号付与開始のお知らせ／NDL・OPACに約二五〇万件追加／「第四回書誌調整連絡会議記録集」刊行のお知らせ

不定期刊 四二〇頁 (日)

カレントアウェアネス 二八〇号

A4 二二頁

バーチャル国際典拠ファイル―その試みと可能性―／イラク図書館・文書館の戦禍と復興支援／英国公共図書館のビジネス支援ポータル／電子資料の共同購入―ニュージラードのナショナルサイトライセンステPIC―／公共図書館における電子本の導入
〈動向レビュー〉LibQUAL+™の展開と図書館サービスの品質評価／DSpaceをめぐる動向
〈研究文献レビュー〉図書館と著作権問題

季刊 四二〇頁 (日)

外国の立法 立法情報・翻訳・解説

第二二〇号 A4 二四三頁

【特集】諸外国における人身取引に関する立法動向(国際条約と日本／米国／カナダ／欧州連合／イギリス／フランス／ドイツ／ドイツ／ロシア／韓国／中国／タイ／フィリピン／オーストラリア)

【翻訳・解説】在韓米軍地位協定等について
【短信】アメリカ・二〇〇二年選挙運動資金改革法をめぐるアメリカ合衆国連邦最高裁判所／スウェーデン・二〇〇二年統治法の改正と王國検査院の創設

季刊 二、九四〇頁 (日)
(ISBN 4-87582-599-4)

レファレンス 第六四一号 A4 九七頁
義務教育費国庫負担制度の歴史と見直しの動き／韓国における政治改革立法と政党の動向―盧武鉉大統領の弾劾と2004年総選挙を経て―／米国の核政策における地中貫通核兵器及び低威力核兵器の役割
〈短報〉二大政党制の中のイギリス自由民主党／ドイツの新しい金融監督機関について

月刊 税・送料込み 八三二頁 (有)

入手のお問い合わせ
.....
(日) 日本図書館協会 104-0033 東京都中央区新川一丁目二丁目
TEL 03-3555-0811
(有) 有隣堂印刷(株) 140-0004 東京都品川区南品川六丁目二丁目
TEL 03-3547-7917 八七二〇
(紀) 紀伊國屋書店 150-8513 東京都渋谷区東三丁目二丁目
TEL 03-3546-6919 五九一八

特に記載のないものは税込価格です。

ご案内

平成16年度 資料電子化研修

国立国会図書館では、国内の図書館員を対象に、所蔵資料の電子化について、その方法および電子化に関する課題と解決への考え方を習得し、自館での電子化事業に役立てることを目的として、平成16年度資料電子化研修を下記のとおり実施します。

期 間 平成16年9月16日(木)～17日(金)

会 場 国立国会図書館関西館 第1研修室

対 象 大学図書館、公共図書館で資料電子化を担当する方または今後担当する予定の方。1機関1名。定員20名。(応募多数の場合は調整します。)

内 容 9月16日(木) 10:00～16:45

概論：資料電子化の経緯と現状、近代デジタルライブラリー構築のプロセス、画像データ作製の基礎知識

9月17日(金) 10:00～17:00

画像データ提供のための必要事項、web デザイン (講師：アルファサード 有限会社 野田純生氏)、ワークショップ：図書館 HP の評価および改善プランの作成

*特記以外、講師は当館電子図書館課職員。演題はいずれも仮題。事前課題あり。

申込方法 当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/> - 「図書館員のページ」 - 「図書館へのお知らせ」) に掲載の申込書に記入の上、FAX または郵送で平成16年8月19日(木) までに下記あてにお申し込みください (必着)。

申込み・問い合わせ先

国立国会図書館関西館 事業部図書館協力課研修交流係 担当：齋藤、小島

FAX 0774-94-9117 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3

(TEL 0774-98-1446)

お知らせ

「国立国会図書館月報」

当館ホームページでも提供

6月18日に「国立国会図書館月報」を当館ホームページに掲載しました (<http://www.ndl.go.jp> - 「刊行物」 - 「国立国会図書館月報」)。ご覧いただけるのは、517号(2004年4月)以降のPDF版です。

第519号(2004年6月)の訂正とお詫び

24頁下段5～6行目で、資料電子化研修講師の小野博氏の肩書きがまちがっていました。「一級文書管理士」となっていますが、正しくは「一級文書情報管理士」です。お詫びして訂正いたします。

お知らせ

インターネットによる利用者アンケート調査へのご協力をお願い

平成16年7月23日(金)から9月25日(金)までの2か月間、国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>) において、利用者の皆様に対するアンケート調査を実施します。当館ホームページで提供している近代デジタルライブラリーや国会会議録をはじめとする電子図書館サービス、当館資料の検索・申込システムであるNDL-OPAC、NDL-OPACから申込みができる複写サービス等についてのご意見・ご要望をお寄せください。このアンケート調査は、サービス向上や業務改善に役立てるためのものです。

なお、昨年度に実施した利用者アンケート調査の結果は、本誌516号(2004年3月号)および当館ホームページの「国立国会図書館について」—「利用者アンケート調査結果」—「平成15年度調査結果」(<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/enquete01.html>)に掲載しています。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お知らせ

東京本館の臨時休館等について

利用者サービス拡充のため10月から運用を予定している東京本館の新しいシステムの稼働準備、切替作業の関係で、次のとおり、臨時休館し、また、一部サービスを停止いたします。なお、**関西館**、**国際子ども図書館**では、NDL-OPAC(インターネット)サービス停止期間中、開館日でもOPAC検索・申込みが利用できません。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご了承ください。

東京本館臨時休館日

7月26日、8月2日～3日、

9月22日、9月24日、9月27日～30日

NDL-OPAC(インターネット)検索および申込みサービス停止

9月19日～23日

なお、NDL-OPACが停止する期間は、郵送・FAXによる複写申込み、貸出申込みについても発送が遅れます。

「蓮の花の知恵ーインドの児童文学」

展示会関連講演会を行いました。

去る5月22日(土)に国際子ども図書館3階ホールにおいて、展示会「蓮の花の知恵ーインドの児童文学」関連講演会を開催し、133名の参加がありました。

最初に、この展示の監修者である鈴木千歳氏(インド児童文学の会代表)から展示のコンセプトと構成についてお話しいただき、日本に伝播したインドの説話や日本で出版されたインドの児童書の紹介をしていただきました。

Manorama Jafa氏(国際児童図書評議会(IBBY)インド事務局長・インド児童文学者)による講演会では、世界最古の子どものためのお話集で、世界最初の動物寓話集でもある「パンチャタトラ」について、そのいわれ・伝説や内容の紹介がありました。

坂田貞二氏(拓殖大学教授)による講演会「インドに伝わる知恵とこころ：北インドの昔話・なぞなぞ・子守歌から」では、現地調査した際に録音した生の語りを流しながら、インドにおける口頭伝承の状況について説明いただきました。



坂田貞二氏

参加者は熱心に耳を傾け、講演後の質疑応答も活発でした。今回の講演会を通して、インドが昔話の宝庫といわれ、それが世界中に伝播し、各国の昔話や文学に影響を与えていることを理解していただけたと思います。当館では今後とも、アジア、そして世界の児童文学に関する展示会、講演会を行ってまいりますので、ご期待ください。



Manorama Jafa氏(左)
鈴木千歳氏(右)

インドの民族音楽と語り(仮題)

8月21日(土)午後

インドの民族楽器である「シタール」を中心とした演奏と、読み聞かせを子ども向けにおこないます。

参加方法など詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：国際子ども図書館 企画協力課 <http://www.kodomo.go.jp/>
〒110-0007東京都台東区上野公園12-49 TEL:03-3827-2053



第132回常設展示 花火の情景

平成16年7月1日～8月31日

子どもの頃のことです。夏祭りの日、夕暮れとともにどこからかお囃子が聞こえ始めます。浴衣を着せてもらい、両親に連れられて露店が立ち並ぶ中を川原に出かけると、河川敷にも近くの橋の上にも、大勢の人々が花火の打ちあげを待っています。そして最初の花火があがったときの歓声。見知らぬ無数の人々と一緒に同じ方向を見上げて花火を待つ期待感と高揚感は大人になった今でも変わりません。

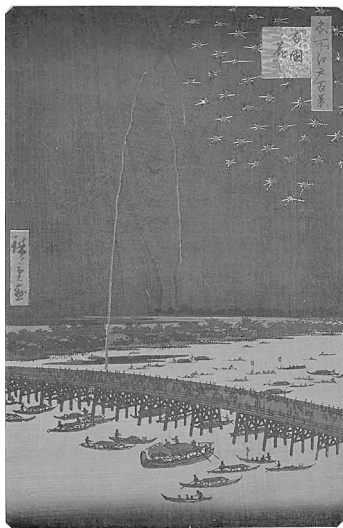
今回の常設展示のテーマは花火です。日本で最初に花火見物をしたのは、徳川家康であるとも、伊達政宗であるとも言われています。彼らが初めて花火を見たとき、どんな感想を持ったのでしょうか。

江戸時代には庶民の間でも花火が広く親しまれていましたが、当時の花火は現代のカラフルな花火とは違い、ごく暗い色調で単色の「和火(わび)」と呼ばれるものでした。その製法は秘伝とされていましたが、今回展示する『花火秘伝集』(W451-3)、『花火製造法』(京乙-296)からは、原料の配合や製法をうかがうことができます。

また、花火を楽しむ人々の様子は多くの錦絵にも描かれており、その中からパネルで『両国納涼花火之図』(寄別7-1-2-2)、「両国花火之図」(『名所江戸百景』所収 寄別1-8-2-1イ 写真)、「両国川開の花火」(『風俗錦絵雑帖』所収 寄別2-9-2-1)をご紹介します。いずれも当館ホームページ(<http://www.ndl.go.jp>「電子図書館の蔵書」—「貴重書画像データベース」)でご覧いただくこともできます。川面に浮かぶ多くの納涼船や物売りの船、橋の上には花火を見物する群集が描かれ、当夜のにぎわいが伝わってきます。

これらの錦絵に描かれている両国川開きの花火は、現在も隅田川花火大会として受け継がれています。今では高層ビルが立ち並び、川辺の風景もすっかり変わってしまいました。しかし、そのビルの中に打ちあげられる花火を待つ私たちの気持ちは、錦絵の中で花火を待つ江戸庶民の気持ちと同じなのかもしれません。一瞬のうちに輝いて消える花火が時代を超えて愛されるのは、日本古来の「もののあはれ」を大切にしている気持ちが、脈々と受け継がれているからこそなのではないでしょうか。

さて、みなさんも日本の夏の夜を満喫しに、花火大会へ出かけてみませんか。



「両国花火之図」



かない ゆき・佐藤 なおえ
(金井 ゆき・佐藤 菜緒恵)

国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

館内利用サービス

利用できる人 誰でも利用できます（ただし資料室は18歳以上）。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

サービス時間 9:30～17:00

休館日 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、年末年始（12月28日～1月4日）、資料整理休館日（毎月第3水曜日）

休室日 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第1・2資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122（代表）

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

国立国会図書館月報

平成16年7月号（No.520）

発行所	国立国会図書館	平成16年7月20日発行	定価231円 (税込、送料別)
編集 責任者	塚本 孝	印刷所 発売元	有隣堂印刷株式会社
〒100-8924	東京都千代田区永田町一丁目10番1号 電話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3597) 5617 E-mail geppo@ndl.go.jp	〒140-0004	東京都品川区南品川六丁目2番10号 電話 03 (5479) 8721 (代表) FAX 03 (5479) 8720 E-mail cap15650@pop01.odn.ne.jp

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜き差しして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> — 「刊行物」 — 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用

本文 中性再生紙使用

INTERNATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 520 July 2004

CONTENTS

'Alā' al-Dīn 'Alī 'Āshiqpāshā. <i>Gharībnāme</i> . (Random notes on rare books, 437)	
Digital exhibition "Birth of the Constitution of Japan" —Overview of the site—	1
Digital exhibition "Birth of the Constitution of Japan" —its significance: a view of a Constitutional historian (Discussion)	3
<Announcement>	
"Records of the Adjutant General's Office: World War II Operations Reports" now available to the public	13
Digital exhibition "Portraits of Modern Japanese Historical Figures" now available on the NDL website	14
Addition of titles to the "Digital Library from the Meiji Era"	15
Searching for copyright holders of books published in the Meiji Era	15
"NDL Vision 2004" and introduction of the evaluation system	16
Service standards for FY2004	21
Legal Deposit System Council 11th meeting	22
Tidbits of information on NDL	25
Announcement of regular exhibition	25
Books not commercially available	26
NDL news	27
Monthly official report	27
Publications from NDL	30
<Invitation>	
Training program on digitization FY2004	31
<Announcement>	
"National Diet Library Monthly Bulletin" now available on the NDL website	31
Call for participation in the user questionnaire survey via the Internet	32
Temporary closing of the Tokyo Main Library	32
International Library of Children's Literature page	33
Scenes of fireworks (Enchanting world of books - Guide to regular exhibitions, 8)	34

NATIONAL DIET LIBRARY
Tokyo